

立川市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年立川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第29条第4項の規定に基づき、<u>一般職の職員の懲戒の手續及び効果</u>に関し規定することを目的とする。 （減給の効果） 第3条 <u>常勤の職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する減給は、1日以上6月以下の範囲で給料及びこれに対する地域手当の月額合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</u> 2 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する減給は、1日以上6月以下の範囲で報酬の額（立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年立川市条例第 号）別表第1備考に規定する通勤手当に相当する報酬の額、特殊勤務手当に相当する報酬の額、時間外勤務手当に相当する報酬の額、休日勤務手当に相当する報酬の額、夜間勤務手当に相当する報酬の額その他規則で定める報酬の額を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。</u> （停職の効果） 第4条 ……略…… 2 ……略…… 3 <u>停職者には、その停職の期間中いかなる給与又は報酬も支給しない。</u>	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、<u>立川市一般職職員の懲戒手續及び効果</u>に関し規定することを目的とする。 （減給の効果） 第3条 <u>減給は1日以上6月以下の範囲で、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</u> （停職の効果） 第4条 ……略…… 2 ……略…… 3 <u>停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。</u>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。